

広島市規則第 7 1 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中第 2 5 号を第 2 7 号とし、第 2 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (25) 証明書等自動交付サービス手数料（区役所に設置されたキオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用に係る料金をいう。
以下同じ。）

- (26) 文書等複写代金

別表第 3 の(2)の表区役所市民部市民課の項に次の 2 号を加える。

- (2) 証明書等自動交付サービス手数料の収納
(3) 文書等複写代金の収納

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。